

京都市告示第 573 号

生活保護法第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

平成18年3月31日

京都市長 榊本頼兼

医療機関指定（診療所・歯科・薬局・訪問看護ステーション）

名 称	所 在 地	指定年月日
中川眼科クリニック	下京区四条通小橋東入橋本町109番地 ビュッフェビル7F	平成18年2月1日
たかはし出町柳デンタルクリニック	左京区田中関田町22番地の75 ルミ エール出町柳1階	平成18年1月1日
小栗栖うえはら歯科	伏見区小栗栖南後藤町6番地の3	平成18年2月1日
東邦薬局ふかくさ店	伏見区深草西伊達町88番地の31	平成18年2月1日
(医)三幸会 訪問看護ステーション一条寺	左京区一条寺塚本町35番地の1 正和フ ラット北白川1階	平成18年2月1日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)